

釧路市指定管理者情報公開要綱

平成17年10月11日作成

第1 趣旨

釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号。以下「条例」という。）第25条に規定する指定管理者の情報公開に係る事務の処理については、別に定めるものを除き、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

1 指定管理者

条例第25条第1項に定めるもの（以下「指定管理者」という。）

2 指定管理者が保有する文書

条例第25条第2項の指定管理者が保有する文書は、指定管理者が作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものとする。

第3 指定管理者が保有する文書の公開

1 指定管理者が保有する文書であって、実施機関が管理していないものの閲覧又は写しの交付（以下「文書の閲覧等」という。）の申出をしようとするものは、実施機関に対して、別に定める事項を記載した申出書を提出するものとする。

2 実施機関は、前項の申出書を受け付けたときは、速やかに指定管理者に対して文書の閲覧等の申出（以下「閲覧等申出」という。）に係る文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 指定管理者は、実施機関から閲覧等申出に係る文書の提出の依頼があったときは、閲覧等申出に係る文書に、条例第10条及び第11条に掲げる情報が記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の閲覧等に応じるものとする。

4 指定管理者は、閲覧等申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該文書の存在の有無を明らかにしないことができる。

5 指定管理者は、実施機関から閲覧等申出に係る文書の提出の依頼があったときは、おおむね14日以内に文書の閲覧等の諾否の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。

6 指定管理者は、前項の決定をしたときは、実施機関を經由して速やかに第1項の申

釧路市指定管理者情報公開要綱

出書を提出したもの（以下「閲覧等申出者」という。）に書面により通知しなければならない。

7 文書の閲覧等は、本庁及び行政センターの市政情報コーナー又は指定管理者の主たる事務所において行うものとする。

8 閲覧等申出者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、指定管理者の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、又は取得した、指定管理者が保有する文書について適用する。